

## (仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務委託 仕様書

### 1. 仕様書について

本仕様書は、本市が業務を所轄する「(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務」(以下、「本業務」という)について、その委託の範囲及び要件について定めるものである。なお、本仕様書において、本市を「発注者」、受託者を「受注者」とする。

### 2. 業務名

(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画策定支援業務委託

### 3. 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日まで

### 4. 業務目的

本市における子どもの貧困対策を推進するために、「子どもの貧困対策に関する法律」(平成25年法律第64号)及び同法第9条の規定に基づき、子どもの貧困対策推進計画(以下「計画」という)を立案・策定するに当たり、本市の子どもの貧困に対する実態調査、分析及び計画策定に関する全般的な支援を目的とする。

### 5. 業務内容

受注者は4に示す目的を達成するために、以下の各項目について業務を遂行するものとする。

#### (1) 実態調査(児童及び保護者へのアンケート調査)の実施

本市における貧困家庭等の子どもの生活実態を把握し、今後の施策の展開や方向性についての分析・課題整理等を行うため、アンケート方式による調査を行うものとする。

##### ①調査対象者及び件数

ア 市内に住む小学5年生及びその保護者 約2,000件

(参考:令和4年5月1日時点の市立小学校の5年生952人(※学校教育課調べ))

イ 市内に住む中学2年生及びその保護者 約2,000件

(参考:令和4年5月1日時点の市立中学校の2年生945人(※学校教育課調べ))

※アンケートの回収率は、50%を想定。

※調査は、令和4年6月末時点で抽出した対象者に対して行う予定としているため、件数については若干の増減が見込まれる。

##### ②調査対象者の選定方法

上記調査対象者全員を対象とする。

##### ③送付内容

以下に掲げる送付物について、発注者と協議のもと受注者が用意(印刷等)する。

ア 調査票

発注者と協議の上、質問事項を調整し、レイアウト等を作成する。

なお、調査票の種類は次のとおりとする。

- ・小学5年生用調査票
- ・中学2年生用調査票
- ・保護者用調査票

イ 調査票依頼文書

発注者と協議の上、調査趣旨と回答依頼に係る文書を作成する。

ウ 送付用封筒、返信用封筒

送り主は発注者、返信先は受注者の名称とし、発注者と協議の上、デザインを決定する。

エ あて名シール

発注者が受注者に対象者のデータを提供し、受注者が印刷（氏名・住所等）する。

④配布及び回収

調査票等の配布及び回収方法については、発注者と協議の上、以下のとおり行うこと。

ア 配布

調査票は、全て郵送にて受注者が送付するものとする。

なお、子どもと保護者の調査票等はまとめて送付を行い、郵送料については受注者が負担するものとする。

（送付件数）

- ・市内に住む小学5年生及びその保護者 約1,000件
- ・市内に住む中学2年生及びその保護者 約1,000件

※調査は、令和4年6月末時点で抽出した対象者に対し行う予定としているため、件数については若干の増減が見込まれる。

イ 回収

調査票は、全て返信用封筒によって受注者が回収するものとする。

なお、子どもと保護者の調査票等はまとめて回収を行い、郵送料については受注者が負担するものとする。

※アンケートの回収率は、50%を想定。

ウ 事前準備

調査票等を印刷し、子どもと保護者の調査票等をまとめて封入、封緘を行い、全ての送付用封筒にあて名シールを貼付すること。

エ 提出期限経過後に受領した調査票の取扱い

提出期限経過後に受注者が回収した調査票は、発注者と協議の上、可能な限り集計に含めて分析すること。

⑤集計

回収した調査票は、データ入力を行い、単純集計、クロス集計、その他目的別の集計を行うこと。集計方法の詳細は、国及び大阪府の調査結果報告書等を参酌し、発注者と協議の上

決定すること。

⑥分析と総括

調査結果の分析と総括を行うこと。

⑦成果品の提出

実態調査の結果は報告書にまとめたうえで、以下のとおり提出すること。

・報告書 電子データ：1部（CD-R等）

※注意事項

報告書の作成に当たっては、十分な校正期間を確保し、事前に発注者の検査と承認を得たうえで提出すること。また、報告書の原稿は、ワード、エクセル等受注者が指定するソフト形式で作成し、再編集可能なファイル形式及び状態にて、印刷用のPDFデータとともに、その電子媒体等を納品すること。

(2) 計画策定支援

実態調査の結果を受け、計画の立案支援を行うものとする。ただし、個別に策定するのではなく、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）の一部として策定し、「子どもの貧困」に関する各施策の見直しや施策の追加を行うものとする。

また、基礎資料等を基に、国、大阪府の動向や関連計画との整合性を図りながら、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づく計画内容を満たすものとして策定する。

①計画策定に向けた検討

ア 本市の現状把握と貧困対策計画策定に当たっての課題整理

イ 国・大阪府・本市の他の施策・計画等との整合性についての分析と課題整理

ウ 実態調査の結果より、現在の本市の各施策の実績や現状の分析、今後の国や大阪府、本市の施策及び関係者・関係機関等の動向を踏まえた施策の整備

エ その他の施策に関する目標と必要に応じた目標事業量の設定

オ その他発注者が子どもの貧困対策推進計画策定に必要と認める事項の検討

②計画骨子案及び計画素案の作成等

ア 計画骨子案及び計画素案を作成し、それぞれ発注者にデータで提出すること。計画素案は発注者の検査と修正を受けた後、パブリックコメントに用いるため、市民が容易に理解できるように工夫すること。

なお、計画骨子案及び計画素案については、製本を行う必要はないものとする。

イ 発注者が、パブリックコメントを実施するに当たっては、その資料作成、課題検討など適宜支援を行うものとする。

ウ パブリックコメントの実施後、これまでの検討結果・パブリックコメントの結果を総括し、発注者に報告すること。

エ 受注者は、発注者と十分に協議を行い、計画書(最終版)及び概要版を作成すること。

### ③成果品の提出

- ・ 計画書（最終版） A 4 版 300 部（1 色を想定） 及び 電子データ 1 部（CD-R 等）
- ・ 概要版 A 4 版 500 部（4 色を想定） 及び 電子データ 1 部（CD-R 等）

#### ※注意事項

計画書の作成に当たっては、十分な校正期間を確保し、事前に発注者の検査と承認を得たうえで提出すること。また、計画書の原稿は、ワード、エクセル等市が指定するソフト形式で作成し、再編集可能なファイル形式及び状態にて、印刷用の PDF データとともに、その電子媒体等を納品すること。

### (3) その他の業務

#### ①国・大阪府の計画、施策及び法令等の把握

業務全般において、国や大阪府の発出する計画・施策・法令等を把握し、整合性を図るよう努めること。

#### ②第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度から令和 6 年度）」の把握

今回策定する計画は「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度から令和 6 年度）」の分野計画として位置付けていることから、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度から令和 6 年度）」の内容を熟知しておくこと。

#### ③その他の遵守事項

ア 常に発注者と綿密な連絡を取り合い、業務遂行に支障のないよう努めること。

イ 発注者から報告を求められた際は、速やかにこれに応じること。

ウ 業務遂行のうえで発注者と協議が必要な事項が発生した場合、受注者は発注者にこれを申し入れ、発注者は協議に応じるものとする。

エ 発注者からの支払は委託料に一括されており、本業務を遂行するうえで発生する費用については、実費を含み、全額受注者の負担のもとで行うこと。

オ 万が一、事故等が発生した場合には、ただちに発注者に伝達するとともに、その解決に向けて最大限努めること。

### 6. 個人情報

業務の遂行及び業務の完了後においても、受注者は、守口市個人情報保護条例に基づき適正かつ厳正に個人情報を取り扱うこと。

### 7. 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた受注者の責めに帰すべき諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受注者が一切を処理するものとする。

### 8. 貸与資料

受注者は、本業務に必要な資料を発注者から借り受けた場合は、当該資料を適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

9. 成果品の帰属等

本業務に係る全てのデータ・成果品の所有権及び著作権は、発注者に帰属する。また、受注者は、本業務の成果品に関する中間生成物を、発注者の承諾なくして貸与、公表又は使用してはならない。

10. 疑義の解決

本仕様書の各事項等の解釈について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めない事項については、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。